川口賞表彰選考規定

公益社団法人愛知県ペストコントロール協会

(本表彰制度の設置趣旨)

第1条 永らく本協会の役員及び公益社団法人日本ペストコントロール協会の会長を務められた川口惟敏氏が叙勲を受けられた際に本協会に対し寄附金をいただき、有害生物の防除及び感染症予防、また、県民の良好な生活衛生の継続、向上に大きく寄与し、公益の推進にも大きな役割を果たす人材を育成するという寄附の趣旨に則り、川口賞を設け、その表彰に関し、選考方法等を定めるものとする。

(被表彰者の選考基準)

- 第2条 表彰の対象となる者は、本協会会員及び建築物衛生法第12条の2第1項第7号に基づき愛知県知事の登録を受けている建築物ねずみ昆虫等防除業者であって、下記(1)から(4)までのすべての事項に適合する者であること。なお、事業主の推薦にあたっては、同一年度、1事業所1名とする。
 - (1) 当該事業所の開設者でないこと。
 - (2) 同一開設者の事業所において、15年以上業務に従事していること。
 - (3) 品行方正、勤務成績良好で他の従業員の模範となる者であり、当該事業所の従業員として表彰することが適当と認められること。
 - (4) 刑罰及び好ましくない事実のないこと。

(推薦方法)

第3条 表彰の対象となる本協会会員及び建築物衛生法第12条の2第1項第7号に基づき愛知県知事の登録を受けている建築物ねずみ昆虫等防除業者を対象に本協会ホームページに募集要項を掲載し、期限内に本協会事務局へ提出された不備のない推薦書により、事業所からの被表彰候補者とする。

(決定方法)

第4条、事業所からの推薦者を候補者とし、川口賞被表彰候補者選考委員会 (本協会理事会)において、選考基準等に照らし合わせて、概ね3名程度の 川口賞被表彰者を決定する。 (表彰方法)

第5条 決定された被表彰者の承諾を得て、毎年度実施される通常決算総会の 席上において、本協会会長から表彰する。副賞は、1人30,000円を限度とす る。

(雑 則)

第6条 川口賞は、寄附金を原資としており、原資で贈呈可能な期間まで継続するものとする。

また、この規定の定める事項のほか必要な事項は、別に定める。

附則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。